



生活福祉資金貸付制度について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部
生活福祉資金貸付事業支援室長 岡崎 貴志

I. 生活福祉資金貸付制度の概要

II. 資金種類と活用事例

1. 総合支援資金
2. 福祉資金
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

III. 生活福祉資金の貸付状況について

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について

I. 生活福祉資金貸付制度の概要①

1. 目的

- 「資金の貸付」と「必要な相談支援」を行い、借受世帯の自立を図ること
※第一種社会福祉事業に位置づけられる福祉の貸付制度

2. 実施主体

- 実施主体は都道府県社協で、相談窓口対応等業務の一部を市区町村社協に委託することが可能

3. 貸付対象

世帯	対象内容
低所得世帯	◆ おおむね市町村民税非課税程度の低所得の世帯。ただし各県の実態に即した弾力的な運用が認められている。
障害者世帯	◆ 身体障害者、知的障害者、精神障害者で手帳の交付を受けている者や障害者総合支援法によるサービスを利用する者等の属する世帯。 ◆ 低所得であることは要件とされていない。
高齢者世帯	◆ 65歳以上の高齢者の属する世帯。福祉資金は日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限られている。 ◆ 高齢者を含む4人世帯でおおむね年収600万円程度の世帯。

4. 財源等

- 全額公費が財源
 - ・ 貸付は償還により貸付原資を循環させることで限られた財源を有効活用
 - ・ 償還の見込みが立つか、適切な審査が必要 ⇒ 一定の時間がかかる
- ※他制度利用優先の原則
 - ・ 貸付＝社協だけで回すと結果的に「たらい回し」となる可能性

5. 資金種類

- (1)総合支援資金 (2)福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- (3)教育支援資金 (4)不動産担保型生活資金

I. 生活福祉資金貸付制度の概要②

＜社会福祉制度としての生活福祉資金貸付事業の意義＞

- 生活福祉資金貸付事業は、すべての市区町村で提供される住民への生活支援ツール。
-
- ①公的な貸付制度等を利用できる有益性
 - ②社会福祉・社会保障制度等を補完する役割
 - ③公的な貸付事業であることによる借受人の負担軽減
 - ④生活困窮者自立支援制度を推進する役割
 - ⑤社会情勢の変化に応じた多様な資金ニーズへの対応

Ⅱ. 資金種類と活用事例「1. 総合支援資金①」

(1)概要

- 失業と同時に住居（住まい）を失った人の生活を支援すること等を目的に、平成21年10月に創設され、以下の3種類の貸付け費目を有する。
- 複合的な課題を有している相談者が多いことから、平成27年度の生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、自立相談支援事業の利用が原則要件化され、就労支援の充実が図られることとなり、より効果的な貸付が期待されている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	低所得世帯	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・ 貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	【償還期限】 据置期間経過後10年以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内	【貸付利子】 - 連帯保証人あり 無利子 - 連帯保証人なし 年1.5%
一時生活再建費	- 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等		60万円以内		【連帯保証人】 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可

Ⅱ. 資金種類と活用事例「1. 総合支援資金②」

(2)事例「総合支援資金滞納中に家計改善支援事業等の支援を受けた事例」

(i)相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	45歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入 ○本人 ○実母 72歳 無職 年金収入9万円 ○弟 41歳 無職 ○弟 39歳 派遣社員 収入16万円				⑤滞納状況、債務状況	

★ポイント
滞納が続く世帯を生活困窮者自立支援制度につなげ、連携支援を行うことで償還につなげる。

(ii)支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)

- ももとは他県で派遣社員として就労していたが、契約期間満了のため地元へ戻る。
- 失業給付を6か月間受給しながら求職活動するが、仕事が決まらず、母や弟の援助もあったが生活費が不足。
- 総合支援資金を借り入れたが、それでも仕事が決まらず、しばらくは弟の援助で生活。
- その後、精神疾患となり、障害年金を受給することとなったが、就労や金銭管理が上手くいかず、生活福祉資金の滞納だけではなく、生活全般が困窮状態となっていた。

②最初の相談先 / 障害者相談支援センター

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・生活費の貸付 総合支援資金 生活支援費 60万円 (20万円×3か月)
 - ・通帳預かり支援
- 家計改善支援機関(社協)
 - ・家計改善支援
- 自立相談支援機関(社協)
 - ・就労相談、支援機関との調整

④支援後の状況

- 家計改善支援機関と社協の支援で、年金受給の通帳の管理や償還計画の見直し等の立て直しを図り、生活福祉資金の償還は口座振替とし、償還完了となった。
- 現在は、就労継続支援B型事業所にて就労。
償還が完了したことにより、年金収入+就労収入で生活。

Ⅱ. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）①」

(1)概要

- 日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸付ける資金で、昭和30年の制度創設時からある資金。
- 民生委員の調査書（意見書）の提出が必須となっている等、民生委員との協力関係が強い資金といえる。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
福祉費	・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から 6月以内	【償還期限】 ・ 据置期間経過後20年以内 【貸付利子】 ・ 連帯保証人あり 無利子 ・ 連帯保証人なし 年1.5% 【連帯保証人】 ・ 原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可

Ⅱ. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）②」



(2) 費目の詳細

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
・ 生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年
・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年
・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年
・ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年
・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年
・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
・ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年
・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年
・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年

Ⅱ. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）③」

(3)事例「父親の葬儀費用のために福祉費を貸付けた事例」

(i)相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	39歳	③職業	パート(コンビニ)
④世帯構成、職業、収入 ○本人 収入9万円 ○実父 80歳 無職 年金収入 5.5万円 幼少期より脳性麻痺 現在は両上下肢機能全廃、頸椎症性脊髄症による 体幹機能障がい(座位不能) ○実母 76歳 無職 年金収入 5.35万円 高血圧、腰痛治療中				⑤滞納状況、債務状況 ○入院費 50万円 ○携帯電話料金 3.5千円 ○介護サービス料 2.4万円 ○国保税(娘) 1万円 ○固定資産税 8万円 ○電話代 9千円 ○後期高齢者医療保険料 3千円	

★ポイント
他の貸付や給付事業、支援等を活用し、
借受人の負担を軽減する。

(ii)支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)

- 父の入退院繰り返して医療費が家計を圧迫し、各所に滞納が発生している。
- 父が退院するにあたり、退院後の療養の仕方、転居、娘(本人)転職など家計管理を含めた総合的な相談・支援が必要。
- 家計面談による支援を始めた矢先、父親が亡くなり、葬儀費用の捻出が難しくなる。
- 娘は、家計を助けるため、昼夜を問わず働いている。

②最初の相談先 / 市役所より自立相談支援機関に介入依頼

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・葬儀費用の貸付 27.6万円
- 家計改善支援機関(グリーンコープ)
 - ・父亡後の収支の聞き取りと見直し
 - ・亡父の残医療費や各種滞納分の分納依頼
 - ・独自貸付 1万円(緊急の生活費)
- 自立相談支援機関(社協)
 - ・娘の転職支援
(ハローワークと協働した就職支援、離職日の調整)
 - ・県内の社会福祉法人による社会貢献事業での公共料金支払支援

④支援後の状況

- 各種滞納分は分納にて返済中。
- 家賃が高額であったため、家賃の安いアパートへ転居した(転居の際は、社協がトラックを出す等の協力を行う)。
- 社会保険・賞与があり、土日休日の清掃職に転職したことにより、金銭面・生活面での安定が図られつつある。
- 生活福祉資金は、なかなか償還できない時期もあったが、最近は生活が安定してきたこともあり、償還も再開されつつある。

Ⅱ. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）①」

(1)概要

- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用（10万円以内）を貸付ける資金で、平成15年1月に創設された。
- 生活保護費や初回給与の支給までのつなぎ資金としての貸付が多くなっているが、滞納公共料金の支払いや就職活動時の交通費等、単に一時的な資金不足というだけでなく、背景に複合的な課題を抱えているケースも少なくなく、そうした意味で自立相談支援事業の利用が原則要件化されている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
緊急小口資金	・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付けの日から2月以内	【償還期限】 ・ 据置期間経過後12月以内 【貸付利子】 ・ 無利子 【連帯保証人】 ・ 不要



Ⅱ. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）②」

(2)貸付目的

	打診あり	割合	打診なし	割合	合計	割合
ア.医療費又は介護費の支払等により臨時に必要な生活費	48	4.3%	144	8.0%	192	6.6%
イ.火災等被災に伴い必要な生活費	2	0.2%	7	0.4%	9	0.3%
ウ.年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費	337	29.8%	601	33.6%	938	32.1%
エ.会社からの解雇、休業等による収入減に伴い必要な生活費	108	9.6%	142	7.9%	250	8.6%
オ.滞納していた税金、国民保険料、年金保険料の支払により必要な生活費	17	1.5%	20	1.1%	37	1.3%
カ.公共料金の滞納分の支払	59	5.2%	45	2.5%	104	3.6%
キ.法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費(交通費等)	16	1.4%	6	0.3%	22	0.8%
ク.給与等の盗難によって必要な生活費	4	0.4%	9	0.5%	13	0.4%
ケ.初回給与までに必要な生活費	466	41.3%	667	37.3%	1,133	38.8%
コ.その他	71	6.3%	147	8.2%	218	7.5%
無回答	1	0	2	0	3	0
合計	1,129	100.0%	1,790	100.0%	2,919	100.0%

*「打診あり」…自立相談支援機関に最初に相談があり、自立相談支援機関から打診があったケース

*「打診なし」…生活福祉資金に最初に相談があったケース

※全社協民生部実施アンケートより

Ⅱ. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）③」

(3)事例「初回給与までの生活費として緊急小口資金を貸付けた事例」

(i)相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	44歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入 ○本人 ○長男 8歳				⑤滞納状況、債務状況 ○固定資産税、国民健康保険料、住民税 36万円 ○家賃 7万円(2ヶ月分)	

★ポイント
収入がない状況でも、生活困窮者自立支援制度の利用を前提に、貸付につながることもある。

(ii)支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)

- 就労していたが、長男が一時的に通院(発達障害の可能性あり)が必要になり、通院の付き添いのため職場を退社。
- その後、すぐに仕事が決めたが、初回給与までの生活費が不足。
- 家賃や滞納分を心配し、安い借家へ引越すことを検討。

②最初の相談先

③支援の概要

- 社会福祉協議会
 - ・初回給与までのつなぎ貸付 10万円
- 家計改善支援機関(グリーンコープ)
 - ・家計改善支援
- 自立相談支援機関(社協)
 - ・支援機関との調整
- ハローワーク
 - ・就労支援

④支援後の状況

- 固定資産税、国民健康保険料、住民税の分納と家賃滞納分は大家へ分納で返済確認。
- 現在より家賃の安い借家(2.7万円)へ引越す(児童扶養手当支給時と時期が重なり、それらを引越費用に充てた)。
- 生活福祉資金は滞納なく順調に償還。
- 現在は、元の職場より復職依頼を受け、元の職場へ戻り、また、結婚し新しい家庭を築いている。

Ⅱ. 資金種類と活用事例「3. 教育支援資金①」

(1)概要

- 高校や大学等へ就学するための入学金、授業料等の貸付。制度創設当初からある資金。
- 今日、深刻化する子どもの貧困対策としてその役割が高まっており、貸付決定件数は全資金種類のなかで最も多くなっている。
- 福祉費同様、民生委員との協力関係が強い資金。
- 令和2年度から、大学等への進学に際しては高等教育の無償化（「授業料等の減免」「給付型奨学金の拡充」）が、また、高校への進学に際しては「高等学校等修学支援金上限額の引き上げ」がそれぞれ行われた。
- ただし、入学前に入学金や前期授業料等が求められた場合や、給付金の水準を超える授業料の私立学校進学の場合は、教育支援資金の貸付が引き続き考えられる。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	低所得世帯	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後 6月以内	【償還期限】 ・ 据置期間経過後20年以内 【貸付利子】 ・ 無利子
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		50万円以内		【連帯保証人】 ・ 原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要

Ⅱ. 資金種類と活用事例「3. 教育支援資金②」

(2)事例「多子世帯で困窮状態が続く世帯へ教育支援資金を貸付けた事例」

(i)相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	34歳	③職業	アルバイト(コンビニ)
④世帯構成、職業、収入 ○本人 5.4万円 ○夫 37歳 運送業 18万円(債務整理中) ○長女 15歳 ○次女 14歳 ○三女 12歳 ○四女 10歳 ○長男 1歳 ※児童手当 6.5万円				⑤滞納状況、債務状況 ○銀行ローン(生活費) 299,869円 7,000円/月返済 ○消費者金融(生活費) 394,593円 12,000円/月返済	

★ポイント

教育支援資金は将来の就労収入を見込めることや
貧困の連鎖防止の観点から、貸付につながりやすい。

(ii)支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題) ○長女の高校進学に伴い、就学にかかる費用の捻出が経済的に困難であったため、社会福祉協議会に教育支援資金の問い合わせがあり、生活福祉資金担当で対応する。 ○生活状況を確認していくと、本人が大病で入院・手術歴があり、その際の医療費の支払いや生活費で債務があることや、夫がその間に家事を行うことで満足に仕事に行くことができなかったことから、借金を重ねてしまった経緯があることが判明。(夫は現在、債務整理中) ○生活状況や家族構成を考慮すると、生活面の課題やそこから派生する子供の養育面への影響も懸念されるため、自立支援機関にて継続的な支援を行うことや家庭児童相談室を中心に学校関係とも連携を図りながら支援を行うことを確認した。	
②最初の相談先 / 社会福祉協議会	
③支援の概要 ○社会福祉協議会 ・長女の教育支援資金の貸付 教育支援費 522,000円 就学支度費 203,000円 ○家計改善支援機関(社協) ・家計改善支援(家計表を用いながら、収支のバランスがとれるようアドバイスを行う。) ○自立相談支援機関(社協) ・増収に向けた就労支援を行い、会社見学、採用担当者との面会を行う。今後は現在の勤務先との調整を行い、転職する予定。	④支援後の状況 ○現在の勤務先では不規則勤務であり、子供の養育時間も短くなりがちであるため、収入も安定し、決まった曜日・時間で働くことができる職場を紹介し、近日中に転職予定。 ○収入増を見据え、家計改善のアドバイスも継続する。 ○夫も仕事が安定し、計画的に返済を行っている。 ○子供の発達面の課題もあり、家庭児童相談室を中心に学校関係とも連携を図っている。

Ⅱ. 資金種類と活用事例「4. 不動産担保型生活資金」

(1)概要

- 低所得または生活保護受給高齢者に対し、居住用不動産を担保に生活費の貸付を行うもので、低所得世帯向け（一般向け）が平成14年12月、要保護世帯向けが平成19年3月に創設された。
- 不動産担保型生活資金は、高齢者が所有する不動産を有効活用した貸付を行うとともに、貸付後も住み慣れた住居に住み続けることができることから、高齢者の生活支援における有効な支援策の一つとなっている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間、償還期限、貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	低所得高齢者世帯	- 土地の評価額の70%程度 - 月30万円以内 - 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	【据置期間】 - 契約の終了後3月以内 【償還期限】 - 据置期間終了時	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	要保護高齢者世帯	- 土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） - 生活扶助額の1.5倍以内 - 貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	【貸付利子】 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

Ⅲ. 生活福祉資金の貸付状況について

- 平成21年に資金種類の統合・再編や貸付要件の緩和が行われるとともに、総合支援資金が新たに創設され、前年の1万件台から一気に6万件を超える件数となった。
- しかし、総合支援資金は、平成22年度の4.1万件の貸付をピークに減少。令和2年度はコロナ禍の状況を受けてか、前年よりも倍増している。
- 福祉費については、「その他一時的に必要な経費」が最も多く全体のおよそ半数以上を占め、その多くが生活保護受給世帯への生活必需品（冷蔵庫、エアコン等の健康に関わる家電製品等）購入に対する貸付となっている。
- 教育支援資金は1.3万件前後を推移している。これは入学金、授業料の貸付の延べ件数であり、貸付人数としては半数の6千人～7千人程度。学校種別ごとでみると、高校進学時における貸付がおおよそ4割を占めている。

<資金種類別貸付決定件数の推移>

	総合支援資金	福祉資金 (福祉費)	福祉資金 (緊急小口資金)	教育支援資金	不動産担保型 生活資金	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	離職者支援資金	合 計
平成21年度	26,353	4,115	15,590	13,139	127	244	1,960	61,528
平成22年度	41,344	5,066	21,376	14,287	120	238		82,431
平成23年度	18,320	4,782	81,597	14,047	93	228		119,067
平成24年度	9,920	4,387	11,101	14,113	84	285		39,890
平成25年度	4,656	4,359	9,253	14,214	78	242		32,802
平成26年度	3,133	4,404	8,837	14,775	102	230		31,481
平成27年度	2,057	4,086	8,730	14,621	80	208		29,782
平成28年度	1,122	3,996	19,997	14,504	89	214		39,922
平成29年度	731	3,820	7,547	13,910	61	181		26,250
平成30年度	421	4,530	7,145	13,019	66	207		25,388
令和元年度	470	4,187	9,937	12,426	64	185		27,269
令和2年度	1,077	3,139	6,107	12,784	29	103		23,239
令和3年度	317	3,582	4,605	12,100	27	124		20,755
令和4年度	313	3,437	6,023	12,959	23	123		22,878
合 計	110,234	57,890	217,845	190,898	1,043	2,812	1,960	582,682

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携①

「生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル」 (令和2年3月31日最終改正)

<連携の意義・必要性>

①全ての資金種類において家計改善支援事業は有効

- 総合支援資金や緊急小口資金に限らず、家計改善支援事業の利用により、過剰な貸付とならないような必要最小限の貸付額の把握や貸付決定後の償還計画を踏まえた家計表の作成を行うことは、償還率の向上やさらなる状況悪化の未然防止、本人の経済的自立や生活意欲の助長を促す観点から有効な取り組み。

②貸付だけではなく家計改善支援事業で受け止めてくことが重要

- 年金収入だけでは生活費を賄えないなど一時的な資金需要に対応するだけでは本質的な解決につながらない家計に課題を抱えた高齢者等に対しては、貸付と併せて家計改善支援事業でしっかりと受け止めていくことが重要。

③家計改善支援事業との連携による柔軟な貸付への期待

- 現状では償還が見込まれず貸付けが困難な生活困窮者であっても、貸付と一体的に自立相談支援事業や家計改善支援事業による支援を受け、プランに就労開始や増収の時期が具体的に盛り込まれるなど今後の償還や生活再建が見込まれる者に対しては、これらの事業の実施機関その他の関係機関から継続的な支援を受けることを前提に柔軟な貸付けを行うことが可能になることを期待。

IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携②

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する これまでの議論の整理（中間まとめ）」 （令和4年12月20日）

3. 家計改善支援等のあり方

(1) 生活困窮者家計改善支援事業

（現状と課題）※一部抜粋

- 家計改善支援事業の支援により生活福祉資金の貸付あっせん書の作成がなされた者のうち、社会福祉協議会において貸付が決定された者は約9割（令和2年度）となっており、生活福祉資金の貸付判断に当たって家計改善支援事業の支援が入っていることは大きな考慮要素となっているといえる。さらに、貸付あっせん書に基づき貸付が行われた者に対して「償還開始後も、一定期間、伴走支援を行っている」、すなわち、家計改善支援事業の支援を継続している自治体は約4割（令和2年度）となっており、生活再建に向けた丁寧な支援が行われている。

（対応の方向性）※一部抜粋

- 生活福祉資金の借受人について、必要に応じて貸付決定から償還等にも家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげるなど、自立相談支援事業だけではなく家計改善支援事業と生活福祉資金貸付制度との連携の強化や、都道府県社会福祉協議会等が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携の強化を図っていく必要がある。

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について①

- 迅速な貸付が最優先され、社協による対面での申込対応（相談や世帯状況の聞き取り）等がないままに書類のみの受付で多くの貸付が実施。
- 計10回にわたり申請期限の延長。制度の解釈や運用が変更され、その対応に追われた。

年月日	延長回数等	申請受付期限	貸付内容の変更等
令和2年3月	開始	令和2年7月末	○小口20万円+総合60万円(最大80万円)
6月	延長(1回目)	令和2年9月末	
7月	貸付枠増		○総合の延長貸付創設(60万円)(最大140万円)
9月	延長(2回目)	令和2年12月末	
12月	延長(3回目)	令和3年3月末	
令和3年2月	貸付枠増		○総合の再貸付創設(60万円)(最大200万円)
3月	延長(4回目)	令和3年6月末	○総合の延長貸付の受付は3年6月末で終了(3年7月以後は最大140万円)
5月	延長(5回目)	令和3年8月末	○生活困窮者自立支援金の実施決定(7~8月末)
8月	延長(6回目)	令和3年11月末	○生活困窮者自立支援金延長(~11月末)
			○総合の再貸付受付は3年12月末で終了(4年1月以後は最大80万円)
11月	延長(7回目)	令和4年3月末	○生活困窮者自立支援金延長(~3月末)
			○生活困窮者自立支援金再支給の実施決定
令和4年2月	延長(8回目)	令和4年6月末	○生活困窮者自立支援金延長(~6月末)
			(原油価格・物価高騰等総合緊急対策の一部)
4月	延長(9回目)	令和4年8月末	○生活困窮者自立支援金延長(~8月末)
8月	延長(10回目)	令和4年9月末	○生活困窮者自立支援金延長(~9月末)
9月	終了	令和4年9月末	○生活困窮者自立支援金延長(~12月末)

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について②

生活福祉資金貸付制度(通常貸付)とコロナ特例貸付の違い

	生活福祉資金貸付制度 (通常貸付)	災害時の特例貸付	コロナ特例貸付
①対象者	低所得世帯、障害者世帯、 高齢者世帯	災害時に被災地に住んで いた世帯 ⇒被災地に限定	コロナウイルスの影響で収入が減少した 者がいる世帯 ⇒日本全国
②申請先	市区町村社協	市区町村社協	市区町村社協〔令和2年9月までは、 ろうきん(小口のみ)、郵便局(小口のみ) でも受付〕 ⇒制度創設初の社協以外での受付実施
③申請方法	申請先での対面による申請	申請先での対面による 申請	申請先での対面による申請または郵送 ⇒感染拡大の懸念から、制度創設初の郵送 による受付実施
④相談支援	必須	必要に応じて実施	原則なし 郵送の場合は一度も面談や連絡なく貸付 ⇒資金を迅速に確実に届けることが最優先 とされた
⑤据置期間・ 償還期限	<据置期間> ・緊急小口資金 2か月以内 ・総合支援資金 6か月以内 <償還期限> ・緊急小口資金 1年以内 ・総合支援資金 10年以内	<据置期間> ・緊急小口資金 1年以内 <償還期限> ・緊急小口資金 2年以内	<据置期間> ※申請時期により違いあり ・緊急小口資金、総合支援資金(初回) 令和4年12月末まで ・総合支援資金(延長) 令和5年12月末まで ・総合支援資金(再貸付) 令和6年12月末まで <償還期限> ・緊急小口資金 2年以内 ・総合支援資金(初回、延長、再貸付) 10年以内

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について③

- コロナ特例貸付は令和4年9月末まで実施し、延べ約382万件、約1兆4,431億円の貸付決定。
※令和2年度のコロナ特例貸付の件数は令和元年度の通常貸付の約82倍。
- 都道府県ごとに貸付規模の差があり、大都市を有する都道府県の件数が膨大。

貸付実績

	件数(単位:万件)		金額(単位:億円)	
	全国	(参考) 貸付件数上位10県	全国	(参考) 貸付件数上位10県
合 計	382.3	261.2 (68.3%)	14,431	9,985 (69.2%)
緊急小口資金	162.1	108.4 (66.9%)	3,037	2,047 (67.4%)
総合支援資金 (初回)	114.7	78.0 (68.0%)	5,913	4,033 (68.2%)
総合支援資金 (延長)	45.3	33.1 (73.1%)	2,348	1,727 (73.6%)
総合支援資金 (再貸付)	60.1	43.5 (72.4%)	3,133	2,274 (72.6%)

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について④

償還免除のポイント

- 償還免除は、資金の種類ごとに一括して行う。
①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付。
- 借受人と世帯主が住民税非課税(均等割・所得割いずれも)であれば、償還免除の対象。そのほかの世帯員の課税状況は問わず(※免除決定時点で返済している金額は免除対象外)。
- 判定年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合のほか、借受人の死亡や失踪宣告、精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けた場合、自己破産等の償還中も返済困難な状況があれば、全部または一部の償還を免除できる場合がある。
- 償還免除は申請が必要。

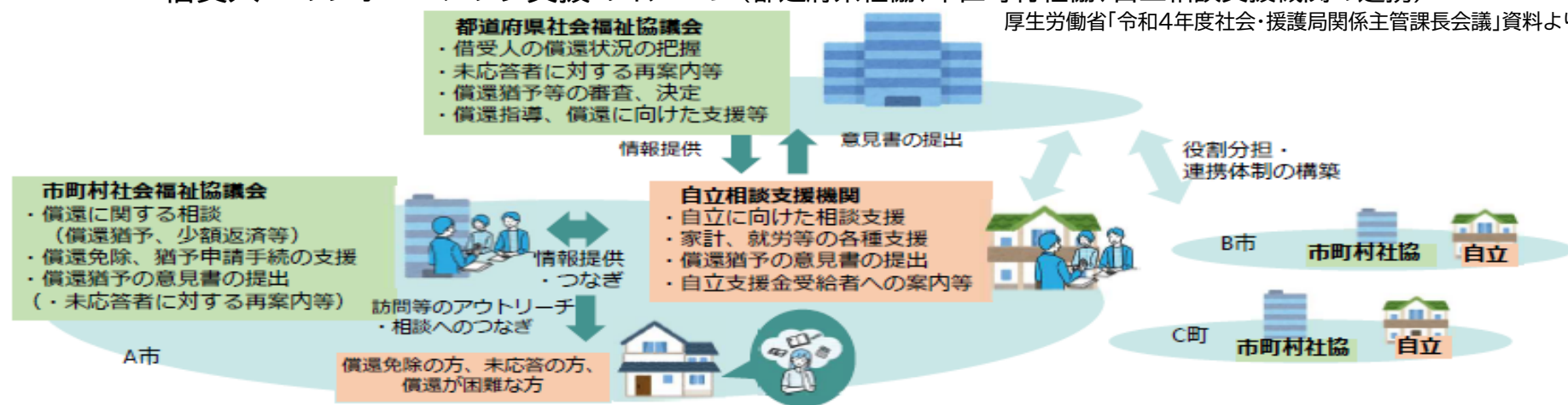
資金種類	免除要件	免除上限額	返済開始時期 ※免除とならない場合等
緊急小口資金 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金(初回貸付分) 令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は 令和4年度が 住民税非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和5年1月～
総合支援資金(初回貸付分) 令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が 住民税非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和6年1月～
総合支援資金(延長貸付分)	令和5年度が 住民税非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和6年1月～
総合支援資金(再貸付)	令和6年度が 住民税非課税	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	令和7年1月～

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について⑤

- 令和4年10月28日、厚生労働省は、借受人へのフォローアップ支援に関する事務連絡を発出。
- 償還開始に伴い、償還免除を受けた者や償還が困難となっている借受人については特に支援が必要。日頃借受人との関係が深いと考えられる市区町村社協が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社協につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組を求められている。

借受人へのフォローアップ支援のイメージ(都道府県社協、市区町村社協、自立相談支援機関の連携)

厚生労働省「令和4年度社会・援護局関係主管課長会議」資料より



※役割分担のイメージ (一例)

	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会 (貸付に関する身近な相談窓口)	自立相談支援機関
償還免除の方	・プッシュ型のフォローアップ支援	・情報提供 (・プッシュ型のフォローアップ支援)	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援
償還免除申請 未応答の方	・未応答者に対する償還免除や償還の相談についての再案内等	(・未応答者に対する再案内等) ・償還免除申請手続の支援 ・償還に関する相談	・自立支援金受給者への償還免除や相談窓口についての案内等
償還開始後、 償還が困難な方	・償還猶予等の審査、決定 ・償還指導、償還に向けた支援	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・償還に関する相談 (償還猶予・少額返済等) ・償還免除の案内 ・償還猶予申請手続の支援 ・償還猶予の意見書の提出	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援 ・償還猶予の意見書の提出

V. 新型コロナウイルスに係る特例貸付について⑥

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について（概要）（令和4年10月28日付け 事務連絡）

○ 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始されるところ、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供**、**訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内**、**個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予**や**少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

（1）個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

（2）訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】